

あさぎり町価格高騰に伴う低所得世帯支援事業
低所得者及び定額減税補足給付金
(こども加算支援)のご案内

※世帯員の中に「課税状況が不明」の方がおられる世帯に
ご案内しています。

給付額

支給対象児童 1人あたり **5万円**

支給対象
児童

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の児童
(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

ただし、住民票を移さずに施設に入所している児童等、令和5年12月1日時点で扶養していない（生計を同一にしていない）児童は対象は**対象外**です。

給付対象
世帯
(確認書発送
対象世帯)

次の①から③の全てに該当する世帯

- ①令和5年12月1日（基準日）に、あさぎり町に住民登録がある
- ②上記の支給対象児童を扶養している
- ③下記のアまたはイのいずれかに該当する。

ア令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

イ令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）の未受給世帯

※ただし、以下の①～③のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①世帯全員が住民税均等割が課されている方の扶養親族等になっている世帯
- ②他の市区町村が実施する同趣旨の給付金（5万円/人）を受給した世帯

裏面につづく

受給方法

※世帯員の中に「課税状況が不明」の方がおられる世帯にご案内しています。

①同封の「確認書」に必要事項を記入してください。

【別紙の記入例を参考にご記入ください】

(※本人確認書類、口座確認書類の写し、町で令和5年度の課税状況がわからない方（未申告の方、R5.1.1時点であさぎり町以外にお住まいの方）は「令和5年度課税（均等割のみ課税）証明書、または令和5年度非課税証明書」を添付してください。)

②あさぎり町生活福祉課窓口まで提出してください。

(提出期限まで返送がない場合は給付金を受け取れません。)

※別居している児童を監護し、生計を同一にしている場合で給付金を受け取る為には、**別途申立が必要です**。問い合わせ先までご連絡ください。

※基準日以降、令和6年4月1日までに出生した児童で支給金額に反映されていない（対象児童に入っていない）場合についても、**別途申請が必要です**。

提出期限

令和6年5月31日（金）

問い合わせ

あさぎり町役場 生活福祉課



45-7214（直通）

平日のみ8:30～17:15

給付金を装った不振な電話や訪問などにご注意ください！

あさぎり町から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM（現金自動預払機）操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めるこ

おかしいと思ったら、最寄りの警察や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。